

平成 2 6 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 5 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

平成25年10月24日に開催した関東地方知事会議において、
別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について
御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成25年11月

関東地方知事会

会 長	長 野 県 知 事	阿 部 守 一
	東 京 都 知 事	猪 瀬 直 樹
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 開催に向けた支援について	10
3	医師確保対策について	12
4	野生鳥獣害対策の広域的取組について	15
5	がん検診の受診率向上対策について	16
6	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償について	17
7	関東圏の国際競争力の強化について	19
8	事業所等への太陽光発電設備の導入促進について	23
9	公共土木施設の老朽化対策について	25
10	地震対策の推進について	26
11	経済・雇用対策の実施について	32
12	竜巻等突風による災害に対する支援について	33
13	農林水産物及び加工食品に対する諸外国の輸入規制の 早期解除について	34

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や三次にわたる一括法を成立させた。また、国から地方への事務・権限の移譲等に関して、「地方分権改革有識者会議」の検討を踏まえ、平成25年9月に「地方分権改革推進本部」において当面の方針を決定するなど、今後も引き続き地方分権改革に取り組む姿勢を示している。

しかしながら、これまでの政府の取組は、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関の原則廃止に向けた成果が出ていないなど、未だ不十分と言わざるを得ない。

今後政府においては、国及び地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

その際、地方分権改革推進本部において取りまとめることとされた「今後の展望」においては、地方の意見を十分に踏まえ、今後の地方分権改革の方向性を明確化し、確実に実行すべきである。

また、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は今後の地方分権改革を推進するため、次の事

項について特段の措置を講じられたい。

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告における国と地方の役割分担に関する考え方等に基づき、地方分権改革推進本部で地方に移譲する方向とされた事務・権限にとどまらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、これまでの見直しで未実施とされた項目や一部実施にとどまっている項目及び見直しが手付かずの項目についても見直しを実現するとともに、条例による法令の上書き権の検討を含めた条例制定権の拡大を進めること。

これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などのように「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、地方の裁量を許さない「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

なお、第三次一括法成立に伴い、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定しても国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なわないよう、補助要綱等の見直しの考えを示すとともに、適切な財源措置についても留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省

における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

移譲対象事務の受入主体については、地方側が求める場合には都県単独、広域連携による受入も可能とするとともに、移譲対象事務についても出先機関の一部の事務・権限の受入を可能とすること。

さらに、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄道路・直轄河川については、財源措置等を具体的に明示した上で直ちに移管すること。また、農地転用、中小企業支援、地域交通等をはじめ、これら以外の事務・権限の移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

なかでも、ハローワークについては、東西1箇所ずつ（埼玉県・佐賀県）のハローワーク特区の効果等について直ちに検証を行い、地方への移管を早期に実現すること。

なお、それまでの間においても、地方自治体による雇用対策の充実強化のため、希望するすべての地方自治体において簡便かつ低コストでハローワークの求人情報を利用できる環境を整えること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に

選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直すこととされ、見直しの時期についても、地方消費税率の引上げ時期を目途とされている。この措置は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

5 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の成立により、年金、医療、介護、子ども・子育ての社会保障4分野の充実及び安定化の財源として、消費税率引き上げ分の5%のうち、地方には1.54%が配分されることとなった。

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれており、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、社会保障サー

ビスを安定的に提供していくために必要な財源の確保を図り、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、「社会保障制度改革国民会議報告書」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度の運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

6 自動車関連諸税等の見直しへの対応

平成25年度与党税制改正大綱で、自動車取得税は、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止の方向で見直しを行い、平成26年度税制改正で具体的な結論を得るとされている。地方財政へは影響を及ぼさないとしているものの、具体的な代替財源については明記されていない。

自動車取得税が、地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、国の責任において地方税による安定的な代替財源を確保することとし、具体的な代替財源を確保することなく、縮減しないこと。

また同大綱で「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされていることを踏まえ、国税の「地球温暖化対策のための税」について、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税など

の課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補填措置を行うこと。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

8 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

9 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、平成25年度地方財政対策において、地方公務員の給与引下げを要請する手段として

地方交付税を用いたことは極めて不適切であり、今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める。

また、平成25年8月8日に閣議了解された中期財政計画において、地方財政も国と基調を合わせて歳出抑制を図ることとされており、特に歳出特別枠等を経済再生に合わせ、見直すこととされているが、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であることに加え、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額を充実すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」の中で、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、「頑張る地方」を息長く支援するため一定程度の期間継続するとされているが、その具体的な制度設計に際しても、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないよう、地域の実情等に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行政改革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすること。

10 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移

譲ることが目的であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。

なお、各府省の交付金等については、地方の自由度拡大のため、対象事業の統合・メニュー化、事務手続きの簡素化など一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

また、国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

11 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮しつつ、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

12 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

13 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議すること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について

9月7日に行われたI O C総会において2020年オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定した。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、日本が停滞から抜け出し成長へと転換を果たす大きな原動力となるものである。また、被災地の復興をさらに加速させ、ハードのみならず、「心の復興」をも成し遂げることで、日本全国に自信と希望を行き渡らせるものとなるとともに、子供たちにとっては人生の記憶に残るかけがえのない財産となる。

関東地方にとっても、オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催は、事前合宿などの機会を通じた地域レベルのスポーツの振興やパラリンピックを契機とした障害者が暮らしやすい環境の整備などの面で大きな意義を有している。また、多数の外国人の来訪は、それぞれの地域をPRし、国際交流を推進する絶好の機会となるものである。

2020年大会を「最高の大会」に仕上げていくために、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 東京都のほか、埼玉県、神奈川県など、各県で行われる競技等が万全な体制で実施されるよう、大会組織委員会をはじめ、関係自治体などに必要な支援を行うこと。
- 2 大会を成功させるためには、迅速・安全・円滑な移動を可能とする輸送環境が不可欠である。首都圏の交通渋滞を緩和し、質の高い輸送サービスを提供するためにも、東京外かく環状道路（関越～東名）の2020年早期完成をはじめ、首都圏三環状道路など、高速道路ネットワークの整備を推進すること。

- 3 大会開催を契機として、羽田・成田両空港の一層の機能強化と既存空港の活用を図るとともに、横田基地の軍民共用化について、日米協議を進め早期実現を図ること。
- 4 各地を訪れる外国人旅行者の利便性向上を図るため、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示・標識等が早期に整備されるよう、施策を推進し、必要な支援を行うこと。そのためには、民間を含めた幅広い関係者との連携が不可欠であることから、官民一体となった体制の構築に向けて、東京都をはじめとした関係自治体とともに積極的に取り組むこと。
- 5 大会の開催による経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、被災地域をはじめ、日本全体にいきわたるよう配慮すること。

3 医師確保対策について

医師の絶対数の不足に加え、地域偏在や診療科偏在などにより全国的に医師不足問題が深刻化しており、我が国の医療体制は崩壊の危機に瀕していると言っても過言ではない。

このような状況に至ったことは、国の政策に起因するものであり、国はその責任を十分に自覚して、緊急かつ実効性のある医師確保対策に早急に取り組むべきである。

その際、医師養成に多額の公費負担が行われている現状や医師に求められる公的責務なども踏まえた上で、現在の医師の勤務のあり方の見直しも含め、抜本的な医師の偏在是正対策を検討する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師の不足に対処するため、人口10万人当たりの医師数が著しく少ない県又は地域については、既存医学部の定員増や医学部新設等の対策を講じること。

また、医学部定員増に対応して、修学資金など都道府県が医師確保対策を講じるために必要となる経費について、地域医療再生基金の期限以降も安定的に地域枠制度を運営していけるよう、継続的かつ確実な財政的措置を講じること。

さらに、地域枠を設ける大学において増加する経費についても国が十分な財源を手当すること。

- 2 医師の地域偏在を是正するため、医師不足地域における一定期間の診療の義務づけ等の制度的な方策を講じること。
- 3 小児科や産婦人科の医師不足といった診療科偏在を是正するため、不足診療科の医師確保のための具体的な方策を早急に講じる

こと。

また、小児科・産婦人科医等の集約化・重点化のため、医師を派遣する病院や開業医の出務等に対する経費について財政的な支援を図ること。

- 4 医師の負担を軽減し医師が医師本来の業務に専念できるよう、医療クランクの活用を推進するための対策を講じること。さらに、産科医の負担軽減のため、院内助産所の開設促進や助産師の養成等の対策強化を図ること。
- 5 外科などの診療科への志望者を確保するため、産科医療補償制度と同様に、リスクの高い診療行為について医療事故にかかる補償制度を導入するなど有効な施策の早期整備を図ること。
- 6 地域医療の現場で不足している幅広い診療能力を持つ総合診療医の育成と病院への配置について、具体的な方策を講じること。
- 7 女性医師が継続して働くことができるよう、保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講じること。
- 8 初期臨床研修医の各都道府県の募集定員の上限の算定に当たっては、可住地面積当たりの医師数及び人口10万人当たりの医師数など、より地域特性や医師不足の状況を考慮した加算要件を加えること。
- 9 都道府県が養成した地域枠の卒業生については、医師臨床研修マッチングの定員とは別枠として、都道府県分に上乗せして配分すること。

また、配分後の初期臨床研修先の決定については、医師臨床研修マッチングによるか、当該都道府県の主導による配置とするか、選択できるようにすること。

- 10 新たな専門医制度の導入にあたっては、基幹病院と地域の協力病院等が病院群を構成して実施するものとされているが、一般修学資金制度や地域枠制度を活用している医師が地域医療へ従事しながらも専門医資格が取得できるよう配慮するとともに、特定の大学や病院に医師が集中し、地域偏在が助長されないよう、国が主導して地域偏在の解消に努めること。

4 野生鳥獣害対策の広域的取組について

全国的に野生鳥獣による農林水産業等被害が増加しており、農林水産業従事者の経営意欲の低下や耕作放棄地の増加等をもたらしている。特に近年、シカ、イノシシなど野生鳥獣の生息域が都県境を越えて拡大していることから、深刻化する野生鳥獣による被害に対し、広域的なモニタリングにより生息状況を把握し、生態系の維持を含め、適切で有効な対策を実施する必要性が高まっている。

このことから、広範囲における一斉捕獲等の効果的な対策を円滑に行うためには、国の積極的な取組が不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国においては、都県の連携が円滑に進むよう、広域的な連携体制の構築に向けた支援を行うとともに、国立公園等においても積極的な対策を講じること。
- 2 狩猟免許に関する手続きの簡素化等により捕獲の担い手確保を推進するとともに、広範囲に及ぶ被害対策について、野生鳥獣管理の観点からの的確な指導を行うことができる人材の育成に対する財政支援を行うなど、野生鳥獣害に関する総合的な対策を講じること。

なお、その際には、地域の実情にあった弾力的な運用を行うこと。

5 がん検診の受診率向上対策について

がんは、我が国における死亡原因の第1位であり、早期発見により、がんによる死亡者を減少させることが重要な課題となっている。そして、そのためにはがん検診の受診率を向上させることが重要である。

平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、見直し前の基本計画に引き続き、がん検診の受診率を50%とする目標が掲げられている（胃・肺・大腸の受診率については当面40%）。

現在、国では「がん検診のあり方に関する検討会議」を設置し、がん検診の受診率向上施策等を議論しているが、受診率の向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 職域や市区町村独自で行われている検診を含めた地域住民全体のがん検診の実施状況を、全国統一の方式により地方自治体が正確に把握できる仕組みを創設すること。
- 2 従業員等が、がん検診を受診しやすい環境づくりを、事業主に対して働きかけるなど、積極的な受診率向上対策を講じること。
また、職域での健康診断や特定健診と同様に、がん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、がん検診と健康診断等が一体的に行われるよう検討すること。
- 3 国において、最新の研究成果が、がん検診実施のための指針に反映されるよう、引き続き見直しに努めること。

6 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償について

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故は大量の放射性物質を広範囲に拡散させ、福島県のみならず周辺の各都県に深刻な影響を及ぼす事態に至った。

こうした状況を踏まえ、これまで東京電力により損害賠償がなされてきたところであるが、今年度に入ってから賠償の支払いが行われない、あるいは、賠償の打切りが通知されるなどといった事態が生じており、事業者は途方に暮れている。

また、地方公共団体は、事故直後から、住民の安全・安心を守るために空間放射線量測定や環境・食品・飲料水中の放射性物質検査等を実施し、健康被害や風評被害を防止する様々な対策を講じてきている。

これらの対策は、本来、事故原因者である東京電力が責任を持って実施すべきである。しかし、東京電力は、賠償対象を一部の事業に限定し、事故が起きなければ講ずる必要のなかった対策に係る費用を全て負担するといった考えは持っていない。

さらに、東京電力は、被害者に対して消滅時効の援用に関して柔軟に対応する旨の意向を示しているものの、民法上の消滅時効及び除斥期間の規定が適用可能な状況にある。

放射性物質の影響は未だ収束には至っておらず、今後も長期にわたる検査体制の維持、放射性物質の影響調査、低減対策の実施が必要なほか、汚染水の新たな流出問題など状況の変化に応じた対応が発生する可能性もある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 全ての被害者に対して被害の実態に見合った十分な賠償が迅速かつ確実に行われるよう、国は、東京電力に対する指導を強化す

ること。

- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が余儀なく実施した対策の費用が十分に賠償されるよう、国の責任において東京電力を指導すること。
- 3 全ての被害者の損害賠償の請求権の行使を妨げる消滅時効や除斥期間に関する民法の規定を適用しないものとする特別立法を措置すること。

7 関東圏の国際競争力の強化について

グローバル化の進展により、近年の目覚ましい経済成長を背景に、急速に台頭するアジア諸国・新興国などとの競争激化のなか、人口減少や少子高齢化のほか、産業構造の変化、国内需要の低迷などにより、国際社会における我が国の地位は相対的に低下しつつある。

また、東日本大震災を踏まえ、危機管理の観点から、災害に強い都市づくりが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、日本経済の再生に向けた新たな成長戦略「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」が示されたところである。さらに、この度、東京オリンピック・パラリンピックの開催も決定した。

我が国の政治、経済等の中核である関東圏が、さらなる発展を遂げ、引続き我が国の成長の牽引役を担っていくためには、今こそ国と一体となって、関東圏の国際競争力を早急に強化していくことが求められている。

国際競争力の強化にあたっては、世界の成長や活力を取り込むとともに、経済成長のほか、生活・居住環境の整備、安全・安心の確保など、幅広い視点から魅力・活力の維持・向上を図ることが重要であり、ハード・ソフトを通じた総合的な取組が必要である。

ついては、このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 外国人観光客やビジネス客、企業等の誘致の促進により、経済活動の活性化や国際的なビジネスの振興につなげるため、積極的に観光・M I C E 振興策や企業誘致プロモーション活動、シティセールス等を展開する地方公共団体やM I C E 誘致関係団体等への支援、国際会議施設や展示施設整備への支援を充実・強化すること。

外国人が安心・快適に旅行できるよう、諸外国の消費者の目線に立った正確な情報の発信に努めるとともに、主要観光スポット・大型テーマパークなどの観光資源を活かした効果的なプロモーションを展開すること。また、公衆無線LAN環境の整備を進めるなど、外国人受入体制を強化すること。

さらに、空港内における外国人向け観光案内所の増設や対応言語の増加など観光案内機能を拡充することなどにより、訪日外国人観光客の誘致・量的拡大に向けた取組を推進すること。

- 2 関東圏の国際化の進展を見据え、内外の国際ビジネスマンや外国人が暮らしやすい生活環境の実現に向け、都心居住の快適性・利便性の確保などに配慮した都市整備が行われるよう支援すること。

また、医療施設のJCI認証・外国語対応などの促進、学校における外国人児童・生徒の受入体制や外国人向け学校の整備推進、多言語による行政・公共サービス情報の整備など、外国人の生活をサポートする機能を強化すること。

- 3 新技術や新産業の創出に資する科学技術の更なる振興を図るため、内外の研究者や大学生等が集まりやすい研究環境及び都市環境の整備を推進すること。

- 4 国際航空の拠点である成田・羽田空港について、年間発着容量75万回化を着実に推進するとともに、他の既存空港も含め、ビジネスジェット利用者等の利便性向上などを図りつつ、更なる機能強化に向けた具体的な検討を進めること。

都心と両空港間の鉄道アクセスの改善を目指す「都心直結線」については、国の責任において国家プロジェクトとして、検討を進めること。

長期的には、両空港間に同一空港並みの利便性を実現させるため、リニアモーターカーについて、国策として検討を開始すること。

5 首都直下地震などの発生に備え、帰宅困難者対策や備蓄体制の整備、密集市街地の防災対策、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、地下鉄・地下街の安全確保、液状化対策、災害時のエネルギー確保対策など防災対策の強化を図ること。

6 国民生活や経済活動の基盤となるエネルギー政策については、東日本大震災以降取組が拡大した省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の加速を前提とし、安全かつ低廉で安定的なエネルギー供給、エネルギーのスマート化の推進、地球温暖化対策の推進の配慮など、世界の範となる総合的なエネルギー政策を早急に構築すること。

また、低炭素かつ高能率なコージェネレーションや再生可能エネルギーなどの自立分散型エネルギーの導入促進を図るため規制緩和や補助制度の拡充などを図ること。

7 国際的なアクセス強化と災害にも強い物流ネットワーク等の再構築に向け、首都圏の陸・海・空の拠点を結ぶ首都圏三環状道路の早期全線開通など、首都圏の高速道路ネットワークの整備促進を図ること。

また、高速道路料金については、ネットワークとしての機能を十分に発揮できるよう、一体的で利用しやすい料金体系を構築すること。

とりわけ、東京湾アクアラインについては、一体的で利用しやすい料金体系の構築を見据えつつ、現在行われている社会実験による交通、観光、企業立地、物流などの検証結果を十分踏まえ、

国策として恒久的な通行料金の引下げを実現すること。

- 8 小規模・老朽化した物流施設を大規模多機能施設へ再構築する場合の支援など、物流施設の機能向上や周辺交通等の都市環境の改善等を図るための取組を強化すること。
- 9 エネルギー・素材産業の一大集積地として我が国の経済を支える首都圏のコンビナート地域について、その国際競争力強化とサプライチェーンの維持・強化を図る観点から、競争力強化に向けた生産設備等への投資や耐震性・津波耐性の強化策に対する支援措置を講じること。
- 10 国際バルク戦略港湾における大型船による一括大量輸送に対応した港湾施設や国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナターミナル整備など港湾機能の強化に向けた取組を推進すること。
また、首都直下地震などの切迫性が指摘されており、かつ膨大な人口をかかえる首都圏では、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備が極めて重要であり、これを推進すること。
- 11 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に位置付けられた「国家戦略特区」については、「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」というコンセプトに基づいて、国・地方・民間が「三者一体」となって取り組むとともに、岩盤規制を含め、大胆な規制改革等を実行すること。

8 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について

再生可能エネルギーの普及拡大は、原子力発電の依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策などの観点から極めて重要であり、特に太陽光は地域的偏在や設置場所の制約が少なく、導入ポテンシャルも大きいことから、重点的に導入を促進していく必要がある。

平成24年7月に固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電の導入が急速に進んでいるが、平成25年5月までに設備認定された10キロワット以上の設備1,937万キロワットのうち1,299万キロワットは1,000キロワット以上のメガソーラーとなっている。広い遊休地等へのメガソーラーの整備計画が進む中で、今後、更なる普及を図るためには、事業所等における1,000キロワット未満の発電事業が促進されることが肝要となる。

また、太陽光発電の普及拡大に、初期投資不要の「屋根貸し」による設置が新たなビジネスモデルとして期待されているが、事業所等の民間施設は、倒産などにより発電事業が継続不能となるリスクがある。

さらに、地方自治体が太陽光発電の導入促進策を検討する際に、固定価格買取制度に基づく導入状況を詳細に把握する必要がある。

こうした状況を踏まえ、事業所等への太陽光発電の導入を促進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 太陽光発電の買取価格は、10キロワット未満と10キロワット以上に区分され、10キロワット以上は規模にかかわらず一律としているため、事業所等に導入されている数十キロワット程度の設備は、メガソーラー等の大規模な設備と比較すると事業採算性が低くなっている。したがって、規模が異なっても同程度の利潤が得られるように、事業採算性に応じた買取区分と買取価格を

設定すること。

また、買取価格の算定は、土地の賃借料や造成費用、屋根の賃借料等が増加傾向にあることを十分考慮すること。

- 2 「屋根貸し」太陽光発電事業は、公共施設には普及しているが、民間施設は倒産等により設備を設置した建物が処分された場合、屋根の賃借権を第三者に対抗できないというリスクがあるため、本格的な普及に至っていない。そこで、「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するために、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、第三者に対抗するための法整備を行うこと。

それまでの間は、建物が処分されて損害が発生した場合に、それを補填する取組の一つとして、例えば業界団体の会員が負担金を拠出し、損害を受けた事業者に互助会的に補填することも考えられる。こうした制度を整備するために、国がイニシアティブをとるとともに、財政的支援を行うこと。

- 3 固定価格買取制度の認定を受けた発電設備について、市町村別の認定件数及び稼動件数並びにそれらの出力規模別の内訳及び設置形態別（屋根、土地等）の内訳を公表すること。

また、個人設置を除く10キロワット以上の発電設備については、名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地等を公表すること。

9 公共土木施設の老朽化対策について

昨年12月に起こった中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故の教訓も踏まえ、公共土木施設の老朽化対策の加速が我が国の主要なテーマとなっており、その対策に最優先で取り組んでいかなければならない。

しかし、地方においては、財政的制約、技術者不足等の課題から、十分な対応をとることが困難な状況となっている。

公共土木施設の老朽化対策は、国、地方を挙げて取り組むべき課題であることから、今後、長寿命化等戦略的な維持管理や施設更新が円滑かつ着実に進められるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「防災・安全交付金」等について十分な財源を確保し、継続した支援を行うこと。
- 2 交付金の補助対象や採択要件については、地域の実情を十分踏まえ柔軟に対応し、地方にとってさらに使い勝手がよいものとする。
- 3 具体的な点検方法や損傷度判断基準など、現行の点検要領を更に詳細にしたマニュアルの作成、点検補修に関する新技術の開発及び専門技術者を養成するための資格制度の創設などにより、地方が老朽化対策を一層推進するための点検補修技術の向上を促進する措置を講じること。

10 地震対策の推進について

平成24年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、発生頻度は極めて低いとされてはいるが、最悪の場合で約32万人の死者数が推計された深刻な内容となっている。

このように、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことが予想される。

このため生命を確実に守り、被害を最小限にとどめるための地震対策を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 対策大綱等の策定

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震における対策を推進するため、新たな対策大綱等について早期に策定すること。

2 地震・津波対策にかかる法制度等の整備

- (1) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を早期に成立させること。
- (2) 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に進めるための財政支援等の措置を講ずること。
- (3) 現在検討中の首都直下地震の被害想定等を早期に公表するとともに、対策に必要な法整備や財源の確保等を行うこと。

3 基幹的広域防災拠点の整備等

- (1) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生時、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できる

よう、救援物資等の輸送拠点や現地対策本部の機能等を有する基幹的広域防災拠点をより多くの地域に整備すること。

- (2) 既存の基幹的広域防災拠点が被災した際の代替機能を確保するため、高速道路のJCT等交通の結節点や空港、港湾周辺などの適切な場所に複数の基幹的広域防災拠点をさらに整備すること。
- (3) 立川広域防災基地等の官邸の危機管理センターのバックアップ体制について、十分な検証を行うとともに、広域的な視点から関東地方に迅速かつ確実に機能し得る新たな拠点を加えるなど、体制の強化を図ること。

4 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

5 災害に強い地域づくりの推進

沿岸部における津波避難路の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを行い、これらを繋ぐ地域間の連携軸を形成することにより、防災・減災の充実・強化を図ることができ、災害に強い地域づくりを実現し、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。そのための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

6 広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震などの大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

7 建築物等の耐震化の促進等

- (1) 住宅の耐震化は、住宅の倒壊から住民の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているなど、地方で実施している補助制度に適応できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

- (2) 高齢者世帯における住宅の耐震化を推進するため、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。
- (3) 災害時に避難所等となる学校施設、病院、社会福祉施設等及び緊急交通路となる高速道路の耐震対策の強化並びに緊急物資等の受入に資する海上輸送路の確保のための耐震強化岸壁の整備を行うこと

- (4) 高齢者等が利用する社会福祉施設等の高台移転や高層化等の津波対策に係る財政支援等の措置を講じること。

8 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、引き続き徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、当該事故から新たに得られた知見はもとより、絶えず最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

なお、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策の評価、確認に関する工程表を早急に提示するとともに、その工程表に基づき厳正な評価、確認を行うこと。

- (2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）の導入等、原子力災害対策指針で今後検討を行うべき課題とされたものについて早期に検討を進めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）の活用方法、安定ヨウ素剤の事前の配布や備蓄・補充等の手法等については、関係地方公共団体の意見を取り入れ、実効性のある体制の整備に引き続き努めること。

また、「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）」の設定に伴い、環境放射線モニタリング体制や原子力防災の資機材の整備の

ほか、それらの維持管理に係る費用の増大が見込まれることから、引き続き放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額や、地域の実情を踏まえた自主的な取組を尊重するなど、特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

- (4) オフサイトセンターの移転等の整備に伴い発生する経費については、確実に財政措置を講じること。

なお、移転により使用しなくなる既存のオフサイトセンターについては、国において立地道府県に負担のない合理的な整理方法の検討を行うこと。

- (5) 上記(1)～(4)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

9 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等による対応を行うこと。

10 緊急防災・減災事業と同等の支援措置の継続及び充実

緊急防災・減災事業については、対象となっている都道府県防災行政無線などの整備、市町村における消防救急デジタル無線の整備、高機能消防指令センターの整備及び緊急消防援助隊の活動に必要な広域活動拠点の整備等の事業を含め、来年度以降も同等の支援措置を継続すること。また、消防広域化に伴う本部を含む消防署所等の整備、防災行政無線に係る統制局・基地局等と一体とはならない戸別受信機などの整備等のメニューの拡大等により、

充実した財政支援措置を確立すること。

11 経済・雇用対策の実施について

我が国の経済は緩やかに回復しつつあるものの、その動きが地域経済の隅々にまで行き渡っているとは言い難い状況である。

また、近時の円安の進展に伴い、急激な物価上昇による家計や企業活動への影響も懸念される。

さらに、消費税率（国・地方）引上げ前の駆け込み需要による反動減などにより、平成26年4月以降、景気の腰折れが懸念される。

国は、10月1日に閣議決定した経済政策パッケージにおいて、12月上旬に新たな経済対策を策定し、平成25年度補正予算を来年度予算と併せて編成することとしているが、その具体化に当たっては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「健康・医療」「環境・エネルギー」など成長期待分野への支援、社会資本の適切な維持管理や防災・減災対策の推進、弱者・低所得者対策など実効性ある経済・雇用対策を盛り込んだ補正予算を早急に編成すること。
- 2 その際、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（地域の元気臨時交付金）等と同様に、地方の創意工夫により地域の実情に即した経済・雇用対策を機動的に実施できる交付金を設けること。
- 3 投資減税措置等の実施に当たっては、地方の財政運営に支障を生じさせることのないよう、十分な税財源を確保すること。

12 竜巻等突風による災害に対する支援について

竜巻等による災害は、昨年5月の茨城県、栃木県に続き、本年9月には埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県など関東近県で相次いで発生しており、全国的にも多発する傾向にある。

竜巻の発生メカニズムや発生の予測はいまだ十分に解明されておらず、予防対策を講じることが難しい。また、その被災区域は限られているものの、人的被害のみならず、住家、非住家、その他生産活動に至るまで広範囲にわたる被害となり、被災者の負担は甚大なものとなることから、適切な支援が必要となる。

国においては、こうした状況を理解の上、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 竜巻等の突風被害が多発している状況を踏まえ、被災者生活再建支援法の適用について、被害の実情に沿った柔軟な対応を検討すること。
- 2 竜巻のように甚大な被害をもたらす恐れのある自然現象について、観測体制を強化するとともに、より確度の高い情報の迅速な提供に努めること。
- 3 竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。

13 農林水産物及び加工食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除について

政府は、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環として、国内市場だけに頼らない農林水産業の育成を目指し、輸出倍増プロジェクト等を実施する方針を掲げている。

しかしながら、平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以来、国内一部地域の農林水産物及び加工食品に対して、中国や台湾など諸外国による輸入規制が行われている。徐々にではあるが、輸入規制の解除や緩和を行った国がある一方で、韓国は福島県をはじめとする8県の水産物の輸入を全面禁止にするなど、事故から2年半以上経過した現在でも、輸入規制が継続され、風評による被害は、なお拡大の様相を示している。

これまで輸出に取り組んできた農林水産物及び加工食品の関係者は、一日も早く輸入規制が解除され、風評被害が収束することを待ち望んでいる。

については、農林水産物及び加工食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組をより一層強化するとともに、その取組経過の情報について提供されたい。

